

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
313	アンデス電気(株)	(桔梗野工業団地一丁目3番1号) 桔梗野工業団地一丁目3番1号 他 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.31	指定の日 から6年間	電子部品・デバイス・電子回路製造業 生産用機械器具製造業
312	合同酒精(株)	(千葉県松戸市上本郷字仲原250番地) 城下二丁目11番67号 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.31	指定の日 から6年間	医薬品製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業
311	北日本造船(株)	(江陽三丁目1番25号) 江陽三丁目1番25号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.31	指定の日 から6年間	船舶製造・修理業、船用機関製造業
310	プライフーズ(株)	(北白山台二丁目6番30号) 北白山台二丁目6番30号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域 白山台地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.31	指定の日 から6年間	食料品製造業
309	古荘機工合同会社	(妙字西平57番地1) 北インター工業団地5-4-13 テクノフロンティアB2 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	生産用機械器具製造業
308	中部飼料(株)	(愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号) 河原木字海岸24番地5 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	飲料・たばこ・飼料製造業
307	エプソンアトミックス(株)	(長野県諏訪市大和三丁目3番5号) 河原木字海岸4番地44 他 臨海工業地帯復興産業集積区域 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	鉄鋼業 非鉄金属製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 金属製品製造業
306	合名会社菓子処丸美屋	(小中野八丁目8-35) 小中野八丁目8-35 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	食料品製造業
305	釜淵運送(有)	(青森県三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平9番地1) 北インター工業団地二丁目100-29 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	道路貨物運送業
304	釜淵運送(有)	(青森県三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平9番地1) 北インター工業団地二丁目100-29 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R3.3.30	指定の日 から1年間	道路貨物運送業
303	東西オイルターミナル(株)	(東京都港区芝五丁目3番2号) 豊洲2-13 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	倉庫業
302	(有)幸電子	(神奈川県横浜市鶴見区矢向四丁目30番16号) 八太郎5-20-6 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
301	日和産業(株)	(兵庫県神戸市東灘区住吉浜町19番地の5) 河原木字海岸24番9 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	飲料・たばこ・飼料製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
300	(株)八戸テレビ放送	(十三日町1番地 ヴィアノヴァビル4階) 十三日町1番地 ヴィアノヴァビル4階 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	通信業
299	八戸鉱山(株)	(松館字長坂9番地1号) 松館字長坂9番地1号 他 松館地区復興産業集積区域 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.26	指定の日 から6年間	鉱業、砕石業、砂利採取業
298	(株)フロンティア	(南郷大字島守赤羽6番地18) 南郷大字島守赤羽6番地18 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.25	指定の日 から6年間	電気業
297	(株)マルヌシ	(白銀二丁目5番地1) 白銀一丁目8番11号 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.23	指定の日 から6年間	食料品製造業
296	(有)酒井精密工業	(東京都羽村市緑ヶ丘3丁目7番12) 八戸市北インター工業団地5-4-18 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.23	指定の日 から6年間	金属製品製造業 自動車部分品・ 附属品製造業
295	多摩川モバイル電装(株)	(三沢市大津2丁目100-1) 北インター工業団地1丁目147 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.29	指定の日 から6年間	電子部品・デバイ ス・電子回路製 造業
294	(株)マルイチ水産LTD	(白銀町字昭和町7番地5) 築港街二丁目6番地1他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.22	指定の日 から6年間	食料品製造業
293	マルヨ水産(株)	(築港街一丁目1番地4号) 築港街一丁目1番地4号 他 漁港地区復興産業集積区域 本八戸周辺地区復興産業集積区域 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	食料品製造業 飲食料品卸売業
292	東北建機工業(株)	(河原木字北沼18番地6) 河原木字北沼18番地6 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.30	指定の日 から6年間	金属製品製造業 生産用機械器具 製造業 電気業
291	東北グレーンターミナル(株)	(河原木字海岸24番地4) 河原木字海岸24番地4 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.16	指定の日 から6年間	倉庫業
290	合同会社オーロラ	(東京都大田区中馬込1-13-4) 南郷大字市野沢字イキレ窪3-1 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.15	指定の日 から6年間	電気業
289	畑中産業(株)	(八太郎六丁目5番10号) 八太郎六丁目5番10号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.3.3	指定の日 から6年間	セメント・同製品 製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
288	(株)八洲陸運	(青森市大字滝沢字住吉28番地7) 桔梗野工業団地2丁目7-13 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.2.22	指定の日 から10年 間	道路貨物運送業
287	八戸鉱山土木 (株)	(八戸市大字松館字長坂11-5) 大字松館字大向33-1 松館地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.2.18	指定の日 から6年間	道路貨物運送業
286	東北電力ネット ワーク(株)	(宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号) 大字河原木字川目1-3 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R3.1.19	指定の日 から6年間	電気業
285	女部田 雄総	(山梨県甲斐市篠原276番地1) 南郷大字島守字遠山9-3 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R2.12.8	指定の日 から5年間	電気業
284	東北容器サー ビス(株)	(北インター工業団地四丁目2-7) 大字白銀町字三島下24-44 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R2.10.6	指定の日 から10年 間	パルプ・紙・紙加 工品製造業
283	ロジスネクスト 東北分割準備 (株)⇒ロジスネク スト東北(株) (R3.2.8変更届)	(宮城県仙台市若林区卸町東三丁目2番8号⇒宮城県 仙台市宮城野区中野二丁目2番地の17(R3.2.8変更申 請)) 八太郎5-20-1 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R2.9.25	指定の日 から6年間	機械器具卸売業
282	合同会社オー ロラ	(東京都大田区中馬込1-13-4) 南郷大字市野沢字イキレ窪3-1 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R2.8.4	指定の日 から10年 間	電気業
281	(有)しんぼり	(大字河原木字神才22-2) 大字長苗代字元木14 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R2.2.3	指定の日 から6年間	食料品製造業
280	(有)コーシンフ ーズ	(大字白銀町字三島下79-160) 大字白銀町字三島下79-160 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R2.1.21	指定の日 から10年 間	食料品製造業
279	多摩川モバ イル電装(株)	(三沢市大津2丁目100-1) 北インター工業団地1丁目147 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R1.12.26	指定の日 から10年 間	電子部品・デバイ ス・電子回路製 造業
278	(株)テクノル	(大字廿三日町2番地) 大字廿三日町2番地 他 本八戸周辺地区復興産業集積区域 白山台地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R1.12.24	指定の日 から10年 間	情報サービス業
277	(有)八戸十全物 産	(大字白銀町字昭和町12番地5) 大字白銀町字昭和町12番地5 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R1.12.24	指定の日 から10年 間	食料品製造業
276	(有)しんぼり	(大字河原木字神才22-2) 大字長苗代字元木14 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	R1.12.23	指定の日 から R3.9.30ま で	食料品製造業
275	アルバック東北 (株)	(北インター工業団地6-1-16) 北インター工業団地6-1-16 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	R1.12.16	指定の日 から6年間	半導体・フット パネルディスプレ イ製造装置製造 業 生産用機械器具

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の内容
		集積区域名				
274	アルバック東北(株)	(北インター工業団地6-1-16) 北インター工業団地6-1-16 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	R1.12.16	指定の日からR3.9.30まで	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 生産用機械器具
273	東北臨海興業(株)	(沼館三丁目6-13) 沼館三丁目6-13 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	R1.12.12	指定の日から10年間	非鉄金属製造業 道路貨物運送業
272	鴨沢塗料(株)	(卸センター二丁目7番8号) 卸センター二丁目7番8号 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	R1.12.10	指定の日から6年間	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
271	(株)アイティークレスト	(卸センター二丁目5-11) 卸センター二丁目5-11 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	R1.12.10	指定の日からR3.10.31まで	情報サービス業
270	桜総業(株)	(神奈川県川崎市幸区戸手本町二丁目207番地) 北インター工業団地二丁目3番25号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	R1.11.5	指定の日から10年間	電子部品・アハイス・電子回路製造業 電球・電気照明器具製造業
269	合名会社菓子処丸美屋	(小中野八丁目8-35) 小中野八丁目8-35 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	R1.9.30	指定の日からR3.12.31まで	食料品製造業
268	八戸ワイナリー(株)	(大字本徒士町7-1) 南郷大字中野字志民長根23-1 南郷地区復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	R1.9.30	指定の日から10年間	飲料・たばこ・飼料製造業
267	東北容器サービス(株)	(北インター工業団地四丁目2-7) 大字白銀町字三島下24-44 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	R1.9.25	指定の日から6年間	パルプ・紙・紙加工品製造業
266	(株)北日本ハーバーインダストリー	(豊洲3番地25) 豊洲3番地25他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	R1.9.18	指定の日から10年間	港湾運送業
265	(株)東部環境	(宮城県東松島市大曲字南浜1番地4) 大字河原木字蓮沼18番地26 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H31.4.12	指定の日から10年間	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
264	エム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ(株)	(大字市川町字浜2番2) 大字市川町字浜2番2 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H31.3.14	指定の日から10年間	パルプ・紙・紙加工品製造業
263	エム・ピー・エム・王子エコエネルギー(株)	(大字河原木字海岸35番10) 大字河原木字海岸35番10 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H31.3.12	指定の日から10年間	電気業
262	ロジスネクストユニキャリア(株)	(大阪府守口市大日東町35番2号) 八太郎5-20-1 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H31.3.12	指定の日から2年間	機械器具卸売業
261	鴨沢塗料(株)	(卸センター二丁目7番8号) 卸センター二丁目7番8号 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H31.2.20	指定の日から10年間	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
260	三共理化工業(株)	(東京都渋谷区代々木1-55-5) 市川町字下揚45-60 他 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H31.2.8	指定の日からR7.3.31まで	飲料・たばこ・飼料製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
259	(株)吉田管材	(城下四丁目14番33号) 城下四丁目14番33号 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H31.1.7	指定の日 から H36.6.30ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
258	(株)日本アクセス	(東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大 崎ガーデンタワー) 北インター工業団地二丁目100番25号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.12.28	指定の日 から10年 間	飲食料品卸売業
257	古荘機工合同 会社	(妙字西平57番地1) 北インター工業団地5-4-13 テクノフロンティアB2 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.12.28	指定の日 から10年 間	生産用機械器具 製造業
256	東北飼料(株)	(河原木字海岸24番地8) 河原木字海岸24番地8 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第39条 第1項	H30.12.17	指定の日 から6年間	飲料・たばこ・飼 料製造業
255	(有)幸電子	(神奈川県横浜市鶴見区矢向四丁目30番16号) 八太郎5-20-6 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.11.29	指定の日 から10年 間	発電用・送電用・ 配電用電気機械 器具製造業
254	合同会社開発 22号(R2.7.10指 定取消)	(東京都千代田区一番町9番地8 ノザワビルディング6 階 税理士法人シリウス内) 南郷大字市野沢字駒木山20-26他 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.11.22	平成37年 12月31日 まで	電気業
253	高瀬物産(株)	(東京都江東区塩浜一丁目3番16号) 長苗代字前田36-1 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.10.31	指定の日 から10年 間	飲食料品卸売業
252	シーガル物流 (株)	(市川町字下揚114番地6) 市川町字下揚114番地6 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.9.26	指定の日 から10年 間	道路貨物運送業 倉庫業
251	(株)八戸建販	(城下一丁目15-6) 城下一丁目15-6 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H30.8.28	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属卸売業
250	東北飼料(株)	(河原木字海岸24番地8) 河原木字海岸24番地8 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.8.6	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業
249	(株)住吉工業	(河原木字北沼1番地100) 河原木字北沼1番地100 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H30.8.1	指定の日 から6年間	金属製品製造業
248	(株)吉田レミコン	(河原木字浜名谷地76-248) 河原木字浜名谷地76-248 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H30.5.22	指定の日 から6年間	セメント・同製品 製造業
247	(有)鈴木鉄工所	(江陽五丁目26番13号) 江陽五丁目26番13号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H30.4.20	指定の日 から6年間	生産用機械器具 製造業 はん用機械器具 製造業 その他の航空機 部分品・補助装 置製造業
246	(株)テクノル	(廿三日町2番地) 廿三日町2番地 他 本八戸周辺地区復興産業集積区域 白山台地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H30.4.2	指定の日 から R5.6.30ま で	情報サービス業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
245	八戸バイオマス 発電(株)	(河原木字浜名谷地76番地370) 河原木字浜名谷地76番地370 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.3.26	指定の日 から R7.3.31ま で	電気業
244	(有)太陽印刷	(江陽4丁目14-28) 江陽4丁目14-28 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H30.2.26	指定の日 から10年 間	印刷・同関連業
243	みちのく興業(株)	(沼館一丁目2番19号→大字長苗代字化石26番地 3(H30.6.26変更申請)) 長苗代字化石26番地3 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.12.19	指定の日 から10年 間	家具製造業
242	みちのくバイオ エナジー(株)	(東京都千代田区大手町一丁目3番2号→大字河原 木字浜名谷地76番370(H30.4.24変更申請)) 河原木字浜名谷地76番237 他 臨海工業地帯復興産業集積区域 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.12.14	指定の日 から R7.3.31ま で	木材・木製品製 造業
241	朝日インテック (株)	(愛知県名古屋守山区脇田町1703→愛知県瀬戸市 暁町3番地100(R1.6.17変更申請)) 北インター工業団地2丁目100番26号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.12.12	指定の日 から10年 間	医療用機械器 具・医療用品製 造業
240	(株)ヤマツ谷地 商店	(小中野八丁目1-29) 江陽三丁目1-81、江陽四丁目12-25 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.12.1	指定の日 から10年 間	倉庫業
239	(有)酒井精密工 業	(東京都羽村市緑ヶ丘3丁目7番12) 八戸市北インター工業団地5-4-18 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.9.29	指定の日 から R3.12.31ま で	金属製品製造業 自動車部分品・ 附属品製造業
238	(有)滝尻商店	(大工町15番地) 沼館4丁目5番20号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.7.20	指定の日 から R3.9.30ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 廃棄物処理業
237	八戸製錬(株)	(東京都品川区大崎一丁目11番1号) 河原木字浜名谷地76 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.7.20	指定の日 から10年 間	非鉄金属第1次 製錬・精製業
236	全農物流(株)	(東京都千代田区神田錦町三丁目13番7) 河原木字海岸23番地9 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.5.16	指定の日 から10年 間	倉庫業
235	(株)吉田産業	(廿三日町2番地) 廿三日町2番地他 本八戸周辺地区復興産業集積区域 長苗代地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H29.4.21	指定の日 から H34.6.30ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
234	(株)北日本ハー バーインダスト リー	(八太郎五丁目21番34号→豊洲3番地25(R1.9.12変更 申請)) 八太郎五丁目21番34号他→豊洲3番地25他(R1.9.12 変更申請) 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H29.4.10	指定の日 から6年間	港湾運送業
233	(有)拓生開発	(河原木字蓮沼1番地1) 河原木字蓮沼1番地1 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H29.3.21	指定の日 から6年間	道路貨物運送業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
232	(株)高橋製作所	(河原木字浜名谷地76番地344) 河原木字浜名谷地76番地344他 臨海工業地帯復興産業集積区域 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H29.3.1	指定の日 から6年間	はん用機械器具 製造業 技術サービス業
231	(株)吉田産業	(廿三日町2番地) 河原木字海岸18-4 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H29.2.3	指定の日 から H29.6.30ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
230	兵庫クレー(株)	(兵庫県神崎郡神河町比延48番地1) 河原木字青森谷地 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H29.1.17	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
229	八戸通運(株)	(城下1丁目1-9) 北インター工業団地6丁目100-2 他 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.12.7	指定の日 から10年 間	倉庫業 道路貨物運送業
228	(株)上組	(神戸市中央区浜辺通4丁目1番11号) 豊洲3番24 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.11.25	指定の日 から10年 間	倉庫業 道路貨物運送業
227	(株)八洲陸運	(青森市大字滝沢字住吉28番地7) 桔梗野工業団地2丁目7-13 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.11.25	指定の日 から10年 間	道路貨物運送業
226	(株)高橋製作所	(河原木字浜名谷地76番地344) 河原木字浜名谷地76番地344 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.11.22	指定の日 から10年 間	はん用機械器具 製造業 技術サービス業
225	三信包装(株)	(青森県三戸郡南部町大字法師岡字仁右工門山3番 地12⇒沼館一丁目15番9号(H29.5.30申請)) 沼館一丁目15番9号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.11.18	指定の日 から10年 間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 その他の卸売業
224	多摩川精機(株)	(長野県飯田市大休1879) 北インター工業団地1丁目3-47他 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.11.14	指定の日 から R7.11.20ま で	電子部品・デバイ ス・電子回路製 造業
223	(株)カネコ商会	(八太郎6丁目5-26) 豊洲7-11 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.10.28	指定の日 から10年 間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
222	みらい飼料(株)	(愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目27番2号 日本 生命笹島ビル5階⇒愛知県名古屋市中区錦二丁目13 番19号 瀧定名古屋ビル5階(H30.4.30申請)) 河原木字海岸24-6 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.10.24	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業
221	中央トラック運 送(株)	(桔梗野工業団地二丁目7-23) 桔梗野工業団地二丁目7-23 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H28.10.3	指定の日 から6年間	道路貨物運送業
220	(株)共同物流 サービス	(卸センター1丁目13-1) 北インター工業団地6-2-60 他 八戸北インター工業団地復興産業集積区域 長苗代地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域 白山台地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.10.3	指定の日 から10年 間	道路貨物運送業 倉庫業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
219	横浜メタライズ (株)	(神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町一丁目8番地1 GS ビル⇒神奈川県川崎市中原区木月2-12-24 FELICITY203号(R2.4.30申請)) 桔梗野工業団地二丁目10-46 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H28.9.8	指定の日 から6年間	はん用機械器具 製造業 金属製品製造業
218	武輪水産(株)	(鮫町字下手代森32番地1号) 鮫町字下手代森32番地1号 他 漁港地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H28.9.1	指定の日 から6年間	食料品製造業
217	合同会社マル ヌシフレッシュ	(湊高台四丁目6番13号) 築港街一丁目3番10号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H28.6.1	指定の日 から6年間	食料品製造業
216	カクイ貨物急送 (有)	(江陽四丁目5番1号) 江陽四丁目5番1号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H28.4.25	指定の日 から6年間	道路貨物運送業 倉庫業
215	東北電力(株)	(宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号) 河原木字宇兵工河原1番地1 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H28.4.11	指定の日 から6年間	電気業
214	(有)鈴木鉄工所	(八戸市江陽五丁目26番13号) 八戸市江陽五丁目26番13号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.3.31	指定の日 から10年 間	生産用機械器具 製造業 はん用機械器具 製造業 その他の航空機 部分品・補助装 置製造業
213	東邦アセチレン (株)	(宮城県多賀城市栄二丁目3番32号) 北インター工業団地一丁目8番8号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H28.3.7	指定の日 から H34.3.31ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
212	青森日野自動 車(株)	(青森県青森市大字野木字山口164-82) 北インター工業団地二丁目1番45号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.12.28	指定の日 から R3.5.31ま で	機械器具卸売業
211	(有)清水鉄工所	(築港街二丁目18番地2) 築港街二丁目18番地2 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.12.25	指定の日 から10年 間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業
210	AOE(株) (R1.5.13指定取 消)	(桔梗野工業団地一丁目3番1号) 桔梗野工業団地一丁目3番1号 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.12.25	指定の日 から10年 間	電子部品・デバイ ス・電子回路製 造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
209	八住産業(株)⇒ 八戸鉱山土木 (株)(H27.4.22変 更届)	(松館字長坂11番地5) 松館字大向33番地1 松館地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.12.25	指定の日 から令和3 年8月31日 まで	道路貨物運送業
208	トゥルージオ(株) ⇒(株)フォーラム (R3.10.29変更 届)	(東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル8F⇒東 京都港区芝大門1-15-7 TK芝大門ビル6F(H30.1.31申 請)⇒東京都港区浜松町1-12-4 第二長谷川ビル 3F(H31.1.31申請)) 大字番町3 NCビル4F⇒十三日町1 VIANOVAビル2F (R3.10.29申請) 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H27.12.17	指定の日 から6年間	情報サービス業
207	(株)百石貨物運 送	(桔梗野工業団地二丁目7番25号) 桔梗野工業団地二丁目7番25号 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H27.10.1	指定の日 から6年間	道路貨物運送業
206	八通運輸(株)	(桔梗野工業団地二丁目7番20号) 桔梗野工業団地二丁目7番20号 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H27.10.1	指定の日 から6年間	道路貨物運送業
205	(株)フロンティア	(南郷大字島守赤羽6番地18) 南郷大字島守赤羽6番地18 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.9.24	指定の日 から R3.12.31ま で	電気業
204	広和計装(株)	(長苗代上碓田6番地1) 長苗代上碓田6番地1 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H27.9.1	指定の日 から6年間	情報サービス業 電気機械器具製 造業
203	東北電力(株)	(宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号) 河原木字宇兵工河原1番地1 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.8.5	指定の日 から10年 間	電気業
202	(有)丸三三浦商 店	(市川町字下揚49番7) 市川町字下揚49番7 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.6.5	指定の日 から10年 間	食料品製造業 飲料・たばこ・飼 料製造業
201	東邦アセチレン (株)	(宮城県多賀城市栄二丁目3番32号) 北インター工業団地一丁目8番8号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H27.4.1	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
200	八戸臨港倉庫 (株)	(河原木字海岸36番地12) 河原木字海岸36番地12 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H27.4.1	指定の日 から6年間	倉庫業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
199	(株)抗菌研究所	(番町3番地Nビル303)⇒(北インター工業団地五丁目104番地4(H27.4.30申請)) 北インター工業団地五丁目104番地4 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.3.27	指定の日 から H30.3.31ま で	油脂加工製品・ 石けん・合成洗 剤・界面活性剤・ 塗料製造業
198	(有)栄進工業	(市川町字蘆谷地64番地3) 市川町字蘆谷地64番地3 他 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H27.2.18	指定の日 から10年 間	金属製品製造業 電気業
197	五戸水産(株)	(白銀町字三島下24番地103) 白銀町字三島下24番地103 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	食料品製造業
196	(株)セイシンハイ テック	(桔梗野工業団地三丁目5番50号) 桔梗野工業団地三丁目5番50号 他 桔梗野工業団地復興産業集積区域 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	半導体・フラットパ ネルディスプレイ製 造装置製造業 生産用機械器具製 造業
195	ぜんぎょれん八 戸食品(株)	(白銀町字三島下91) 白銀町字三島下91 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	食料品製造業
194	JX日鉱日石エ ネルギー(株)⇒J Xエネルギー(株) (H28.1.1変更) ⇒JXTGエネ ルギー(株)(H29.4.1 変更)⇒ENEOS (株)(R2.6.25変 更)	(東京都千代田区大手町二丁目6番3号)⇒(東京都千 代田区大手町一丁目1番2号(H28.1.28申請)) 豊洲7番地2 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	ガス業
193	エムエス工業 (株)	(桔梗野工業団地二丁目8番15号) 桔梗野工業団地二丁目8番15号 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	発電用・送電用・ 配電用電気機械 器具製造業
192	東西オイルター ミナル(株)	(東京都港区芝五丁目3番2号) 豊洲2番12 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	倉庫業
191	(株)八戸水産公 社	(新湊三丁目4番20号) 新湊三丁目4番20号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業
190	北東北興産(有)	(河原木字北沼22番15号) 河原木字北沼22番15号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	廃棄物処理業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
189	アンデス電気 (株)	(桔梗野工業団地一丁目3番1号) 桔梗野工業団地一丁目3番1号 他 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	電子部品・デバイ ス・電子回路製 造業 生産用機械器具 製造業
188	(株)野館産業	(新湊二丁目4番14号) 新湊二丁目4番14号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.26	指定の日 から10年 間	ゴム製品製造業 プラスチック製品 製造業
187	(有)盛田工業	(新井田館下24番地22) 江陽三丁目1番25号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.12.26	指定の日 から6年間	金属製品製造業
186	旭光通信シス テム(株)	(神奈川県川崎市高津区坂戸二丁目25番7号)⇒ 神奈 川県川崎市高津区久本三丁目2番3号4F(H29.2.24申 請) 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.12.26	指定の日 から6年間	情報通信機械器 具製造業 電気業
185	東北建機工業 (株)	(河原木字北沼18番地6) 河原木字北沼18番地6 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.12	指定の日 から R4.3.30ま で	金属製品製造業 生産用機械器具 製造業 電気業
184	(有)美豊	(秋田県由利本荘市東鮎川字石垣52番地19) 北インター工業団地五丁目3番20号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.12	指定の日 から10年 間	生産用機械器具 製造業
183	(株)八戸マリン商 会	(白銀町字昭和町12番地18) 白銀町字昭和町12番地18 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.12	指定の日 から10年 間	プラスチック製品 製造業
182	佐々木総業(株)	(河原木字北沼46番地) 南郷大字中野字大久保山中12番地2 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.1	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業
181	(株)サン・コン ピュータ	(北インター工業団地一丁目5番10号) 北インター工業団地一丁目5番10号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.1	指定の日 から10年 間	情報サービス業
180	(株)かねよし水 産	(新湊一丁目23番10号) 湊町大沢52番地5 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.12.1	指定の日 から R4.3.31ま で	飲食料品卸売業
179	(株)かねよし水 産	(新湊一丁目23番10号) 湊町大沢52番地5 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.12.1	指定の日 から6年間	飲食料品卸売業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
178	信和工業(株)	(石堂四丁目10番1号) 江陽三丁目1番25号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.12.1	指定の日 から6年間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業
177	(株)力ネコ商会	(八戸市八太郎六丁目5番26号) 八戸市八太郎六丁目5番26号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.12.1	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
176	共栄食鳥(株)	(桔梗野工業団地一丁目1番5号) 桔梗野工業団地一丁目1番5号 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.11.13	指定の日 から10年 間	食料品製造業
175	江陽産業(株)	(八戸市江陽三丁目1番25号) 八戸市江陽三丁目1番25号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.11.4	指定の日 から6年間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業 金属製品製造業
174	北日本産業(株)	(沼館一丁目7番35号) 沼館一丁目7番35号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.9.30	指定の日 から R3.12.31ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
173	東北エア・ ウォーター(株)	(宮城県仙台市若林区卸町東一丁目1番3号)⇒宮城 県仙台市宮城野区榴岡二丁目4番22号(H30.1.31申 請)) 北インター工業団地二丁目1番50号 他 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.5.8	指定の日 から R3.6.30ま で	化学工業 建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 電気業
172	(株)日立産機シ ステム	(東京都千代田区神田練堀町3番地) 沼館一丁目13番96号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.4.1	指定の日 から6年間	機械器具卸売業 技術サービス業
171	(株)東北日立	(宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号) 北インター工業団地三丁目2番90号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.4.1	指定の日 から6年間	機械器具卸売業
170	(有)榊隆三商店	(鮫町字二見町43番地) 鮫町字二見町43番地 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H26.4.1	指定の日 から H28.3.31ま で	食料品製造業 飲食料品卸売業
169	JA全農北日本 くみあい飼料(株)	(宮城県仙台市宮城野区宮城野一丁目12番地1) 河原木字海岸24番7 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.3.28	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業
168	八戸セメント(株)	(新井田字下鷹待場7番地1) 湊町字下河原1番地5 他 新井田地区復興産業集積区域 漁港地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.3.10	指定の日 から10年 間	セメント・同製品 製造業 廃棄物処理業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
167	(有)マルゲン水産	(白銀町字昭和町9番地9) 白銀町字昭和町9番地9 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.2.26	指定の日 から10年 間	飲食料品卸売業 食料品製造業
166	畑中産業(株)	(八太郎六丁目5番10号) 八太郎六丁目5番10号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H26.2.26	指定の日 から10年 間	セメント・同製品 製造業
165	日本石油輸送(株)	(東京都品川区大崎一丁目11番1号) 北インター工業団地二丁目2番37号 他 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.27	指定の日 から10年 間	道路貨物運送業
164	東北東京鐵鋼(株)	(河原木字海岸4番地11) 河原木字海岸4番地11 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.27	H25.12.27 から H27.6.30ま で	鉄鋼業 建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 廃棄物処理業
163	大和エネルギー(株)	(大阪市北区梅田三丁目3番5号⇒ 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号(H26.6.5申請)) 桔梗野工業団地二丁目8番4号 他 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.27	H25.12.27 から R3.7.31ま で	電気業
162	旭光通信システム(株)	(神奈川県川崎市高津区坂戸二丁目25番7号⇒ 神奈川県川崎市高津区久本三丁目2番3号4F(H28.11.30申請)) 北インター工業団地一丁目3番35号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.27	指定の日 から10年 間	情報通信機械器 具製造業 電気業
161	八戸製氷冷蔵(株)	(白銀一丁目8番地1) 白銀一丁目8番地1 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.27	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業 倉庫業
160	中当建設(株)	(田向字向平12番地1) 南郷大字島守字笹山3番地1 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.25	指定の日 から R3.8.31ま で	廃棄物処理業
159	(有)慶通	(下長六丁目6番11号) 白銀町字三島下87番地3 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.18	指定の日 から10年 間	食料品製造業
158	高周波鋳造(株)	(沼館四丁目7番108号) 沼館四丁目7番108号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.12	指定の日 から R3.8.31ま で	自動車部分品・附属品 製造業 鉄道車両用部分品製 造業 輸送用機械器具製造 業 鉄鋼業
157	(株)八戸魚市場	(鮫町字日ノ出町4番地) 鮫町字日ノ出町4番地 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.12.12	指定の日 から R3.8.31ま で	飲食料品卸売業 飲料・たばこ・飼 料製造業 倉庫業 電気業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
156	しみず食品(株)	(北インター工業団地五丁目5番3号) 北インター工業団地五丁目5番3号	復興特区 法第37条 第1項	H25.11.26	指定の日 から10年 間	食料品製造業
		八戸北インター工業団地復興産業集積区域				
155	カクイ貨物急送 (有)	(江陽四丁目5番1号) 桔梗野工業団地三丁目7番30号	復興特区 法第37条 第1項	H25.11.13	指定の日 から10年 間	道路貨物運送業 倉庫業
		桔梗野工業団地復興産業集積区域				
154	花万食品(株)	(白銀町字三島下24番地11号) 白銀町字三島下24番地11号	復興特区 法第37条 第1項	H25.11.13	指定の日 から10年 間	食料品製造業
		漁港地区復興産業集積区域				
153	(株)共同物流 サービス	(卸センター1丁目13-1) 卸センター1丁目13-1 他	復興特区 法第38条 第1項	H25.11.7	指定の日 から6年間	道路貨物運送業 倉庫業
		長苗代地区復興産業集積区域				
152	(株)内田洋行IT ソリューションズ	(東京都港区新橋六丁目1番11号) 一番町一丁目2番14号→ 廿三日町28 八戸ウエストビル6階(H28.8.19申請)	復興特区 法第38条 第1項	H25.10.17	指定の日 から6年間	情報サービス業
		長苗代地区復興産業集積区域→ 本八戸周辺地区復興産業集積区域				
151	(株)サン・コン ピュータ	(北インター工業団地一丁目5番10号) 北インター工業団地一丁目5番10号	復興特区 法第38条 第1項	H25.7.5	指定の日 から6年間	情報サービス業
		八戸北インター工業団地復興産業集積区域				
150	大島工業(株)	(江陽三丁目1番25号) 江陽三丁目1番25号	復興特区 法第38条 第1項	H25.6.14	指定の日 から6年間	船舶製造・修理 業、船用機関製造 業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
149	合同会社マル ヌシフレッシュ	(湊高台四丁目6番13号) 築港街一丁目3番10号	復興特区 法第37条 第1項	H25.5.30	指定の日 から15年 間	食料品製造業
		漁港地区復興産業集積区域				
148	北辰工業(株)	(桔梗野工業団地二丁目9番40号) 河原木字宇兵工河原1番地1	復興特区 法第38条 第1項	H25.5.28	指定の日 から6年間	技術サービス業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
147	(株)東北ケミカル	(市川町字下揚45番地15) 市川町字下揚45番地15	復興特区 法第38条 第1項	H25.5.15	指定の日 から6年間	食料品製造業
		八戸水産加工団地復興産業集積区域				
146	(有)中沢組	(南郷大字中野字大久保山中8番地1) 河原木字海岸20番地2	復興特区 法第38条 第1項	H25.5.1	指定の日 から6年間	非鉄金属製造業 セメント・同製品製 造業、廃棄物処理 業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
145	(有)マルコー田 中商店	(白銀町三島下24番地93) 白銀町三島下24番地93 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.5.1	指定の日 から6年間	食料品製造業
144	(有)マルコー田 中商店	(白銀町三島下24番地93) 白銀町三島下24番地93 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.4.2	指定の日 から R3.8.31ま で	食料品製造業
143	ニッポンフイ ド(株) (H30.6.28指定 取消)	(東京都品川区大崎二丁目1番1号) 城下四丁目9番2号 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.4.1	指定の日 から6年間	飲食料品卸売業
142	(株)宝幸	(東京都品川区大崎二丁目1番1号) 市川町字尻引前山31番地203 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.4.1	指定の日 から6年間	食料品製造業
141	中道商店 中道栄治	(沼館一丁目18番34号) 市川町字下揚45番地7 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.3.15	指定の日 から6年間	食料品製造業
140	(株)中商	(沼館一丁目18番34号) 市川町字下揚45番地7 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.3.15	指定の日 から6年間	飲食料品卸売業
139	(有)大沼ビル	(内丸三丁目4番3号) 内丸三丁目4番3号 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.3.4	指定の日 から6年間	食料品製造業
138	(株)ネオシミュ レーション	(柏崎一丁目1番41号) 六日町22 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.3.4	指定の日 から6年間	食料品製造業
137	(株)萬鱗	(柏崎一丁目1番41号) 柏崎一丁目1番41号 他 本八戸周辺地区復興産業集積区域 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.3.4	指定の日 から6年間	食料品製造業
136	極東開発工業 (株)	(兵庫県西宮市甲子園口六丁目1番45号) 北インター工業団地五丁目2番26号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.2.27	指定の日 から10年 間	電気業
135	(有)若松鉄工所	(江陽四丁目6番21号) 江陽四丁目6番21号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.2.15	指定の日 から6年間	船舶製造・修理 業、船用機関製造 業 金属製品製造業 生産用機械器具製 造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
134	サクサシステム エンジニアリン グ(株)	(北インター工業団地一丁目3番54号) 北インター工業団地一丁目3番54号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.2.6	指定の日 から6年間	情報サービス業
133	エプソンアトミッ クス(株)	(長野県諏訪市大和三丁目3番5号) 河原木字海岸4番地44 他 臨海工業地帯復興産業集積区域 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H25.1.21	指定の日 から10年 間	鉄鋼業 非鉄金属製造業 電子部品・デバイ ス・電子回路製造 業 金属製品製造業
132	(有)清水鉄工所	(築港街二丁目18番地2) 築港街二丁目18番地2 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.1.4	指定の日 から6年間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業
131	平成鉄工 丹内正典	(新湊三丁目9番18号) 新湊三丁目9番18号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.1.4	指定の日 から6年間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業
130	マルヨ水産運 輸(株)	(築港街二丁目18番3号) 築港街二丁目18番3号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.1.4	指定の日 から H30.6.30ま で	道路貨物運送業
129	(株)八戸魚市場	(鮫町字日ノ出町4番地) 鮫町字日ノ出町4番地 他 漁港地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H25.1.4	指定の日 から6年間	飲食料品卸売業 飲料・たばこ・飼 料製造業 倉庫業
128	ニチアス(株) (H25.4.23指定 取消)	(東京都港区芝大門一丁目1番26号) 河原木字青森谷地 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.28	指定の日 から H29.12.31 まで	技術サービス業
127	(有)マルスケ	(湊町大沢28番地119) 湊町大沢28番地119 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.28	指定の日 から H31.12.31 まで	食料品製造業
126	八戸飼料(株)	(河原木字海岸24番地6) 河原木字海岸24番地6 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.28	指定の日 から H27.12.31 まで	飲料・たばこ・飼 料製造業
125	(有)小笠原鉄工 所	(鮫町字鮫90番地10) 鮫町字鮫90番地10 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.28	指定の日 から15年 間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業 金属製品製造業
124	(株)三星	(白銀町字三島下92) 白銀町字三島下92 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.28	指定の日 から10年 間	食料品製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
123	(株)竹林紙管	(大阪府大東市諸福五丁目4番12号) 河原木字青森谷地 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から R5.5.31ま で	パルプ・紙・紙加 工品製造業
122	(有)村本水産	(湊町字大沢28) 湊町字大沢28 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から10年 間	食料品製造業
121	(株)吉田レミコン	(河原木字浜名谷地76番地248) 河原木字浜名谷地76番地248 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から R4.3.31ま で	セメント・同製品 製造業
120	尾崎商店 尾 崎清⇒尾崎商 店 尾崎光 (H29.1.27変更 届)	(湊町字大沢47番地1) 新湊二丁目15番17号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から15年 間	食料品製造業
119	(株)エスディハチ カン	(北白山台二丁目4番28号) 北白山台二丁目4番28号 白山台地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から R3.12.31ま で	食料品製造業
118	(株)味の加久の 屋	(鮫町字福沢久保3番地⇒白銀町字三島下92番地 (R1.12.26申請)) 鮫町字福沢久保3番地 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から R3.9.30ま で	食料品製造業
117	八戸協和水産 (株)	(市川町字下揚45番地13) 市川町字下揚45番地13 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から15年 間	食料品製造業
116	八戸缶詰(株)	(白銀町字三島下92) 白銀町字三島下92 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から10年 間	食料品製造業
115	極洋食品(株)	(宮城県塩竈市新浜町三丁目20番1号) 築港街一丁目2番地10 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.26	指定の日 から15年 間	食料品製造業
114	日本通運(株)	(東京都港区東新橋1丁目9番3号) 八太郎五丁目21番21号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.25	H24.12.25 から R2.3.31ま で	道路貨物運送業 倉庫業
113	東京鐵鋼(株)	(栃木県小山市横倉新田520番地) 河原木字海岸4番地11 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.25	H24.12.25 から R3.12.31ま で	プラスチック成形材料 製造業、廃プラスチッ ク製品製造業、ガラ ス・同製品製造業、鉄 鋼業、非鉄金属製造 業、廃棄物処理業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
112	三菱製紙(株)	(東京都墨田区両国2丁目10番14号) 河原木字青森谷地	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.25	H24.12.25 から R8.3.31ま で	パルプ・紙・紙加 工品製造業 その他の製造業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
111	(有)大衛油圧	(沼館四丁目7番11号) 沼館四丁目7番11号 他	復興特区 法第38条 第1項	H24.12.25	指定の日 から H30.4.30ま で	はん用機械器具 製造業 機械器具卸売業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
110	(有)マルヤマ水産	(湊町字久保44番地) 湊町字久保44番地 他	復興特区 法第38条 第1項	H24.12.19	指定の日 から6年間	飲食料品卸売業 食料品製造業
		本八戸周辺地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域				
109	兵庫クレー(株)	(兵庫県神崎郡神河町比延48番地1) 河原木字青森谷地	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.19	指定の日 から15年 間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
108	北日本鍍金(株)	(河原木字北沼1番地102) 河原木字北沼1番地102 他	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.19	指定の日 から R3.6.30ま で	金属製品製造業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
107	プライフーズ(株)	(卸センター一丁目11番8号)⇒(北白山台二丁目6-30 (H31.3.29申請)) 卸センター一丁目11番8号 他 長苗代地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域 白山台地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.19	H24.12.19 から R3.7.31ま で	食料品製造業
106	(株)ハチカン	(市川町字下揚45番地44) 市川町字下揚45番地44 他 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.19	指定の日 から10年 間	食料品製造業
105	(株)ディメール	(沼館一丁目10番46号) 沼館一丁目10番46号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.19	指定の日 から15年 間	食料品製造業
104	ハード工業(有)	(沼館三丁目2番18号)⇒(北インター工業団地5丁目2 -26(R1.12.25申請)) 沼館三丁目2番18号 他⇒北インター工業団地5丁目2 -26 他(R1.12.25申請) 桔梗野工業団地復興産業集積区域 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.19	指定の日 から15年 間	生産用機械器具 製造業 はん用機械器具 製造業 金属製品製造業
103	(有)東海金属	(新湊二丁目14番7号) 河原木字北沼1-159 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.12.11	H24.12.11 から H30.3.31ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 廃棄物処理業
102	合同酒精(株)	(東京都中央区銀座六丁目2番10号)⇒(千葉県松戸 市上本郷字仲原250番地(R1.12.27申請)) 城下二丁目11番67号 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.11	指定の日 から10年 間	医薬品製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼 料製造業
101	北日本造船(株)	(江陽三丁目1番25号) 江陽三丁目1番25号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.11	指定の日 から10年 間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業
100	住金鉱業(株)⇒ 八戸鉱山(株) (H26.4.1変更 届)	(松館字長坂9番地1号) 松館字長坂9番地1号 他 松館地区復興産業集積区域 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.11	H24.12.11 から R3.12.31ま で	鉱業、砕石業、砂 利採取業
99	八菱興業(株)	(河原木字青森谷地3番地) 河原木字青森谷地3番地 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.7	H24.12.7 から H39.12.6ま で	道路貨物運送業 パルプ・紙・紙加 工品製造業 廃棄物処理業
98	(株)はしこう	(白銀町字三島下87番地1) 白銀町字三島下87番地1 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.4	H24.12.4 から H30.3.31ま で	食料品製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
97	マルヨ水産(株)	(築港街一丁目1番地4号) 築港街一丁目1番地4号 他	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.4	H24.12.4 から R9.12.3ま で	食料品製造業 飲食料品卸売業
		漁港地区復興産業集積区域 本八戸周辺地区復興産業集積区域 桔梗野工業団地復興産業集積区域				
96	八戸港湾運送 (株)	(河原木字海岸16番4) 河原木字海岸16番4 他	復興特区 法第37条 第1項	H24.12.4	指定の日 から10年 間	港湾運送業 倉庫業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
95	(株)青和塗料	(沼館四丁目7番15号) 沼館四丁目7番15号	復興特区 法第38条 第1項	H24.12.1	H24.12.1 から H30.7.31ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
94	三信包装(株)	(青森県三戸郡南部町大字法師岡字仁右工門山3番 地12) 沼館一丁目15番9号	復興特区 法第38条 第1項	H24.11.30	H24.11.30 から H30.6.30ま で	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 その他の卸売業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
93	八戸臨港倉庫 (株)	(河原木字海岸36番地12) 河原木字海岸36番地12 他	復興特区 法第37条 第1項	H24.11.30	指定の日 から15年 間	倉庫業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
92	八戸紙業(株)	(河原木青森谷地1番地2) 河原木青森谷地1番地2	復興特区 法第37条 第1項	H24.11.30	指定の日 から H38.3.31ま で	パルプ・紙・紙加 工品製造業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
91	(株)宝幸	(東京都品川区大崎二丁目1番1号) 市川町字尻引前山31番地203	復興特区 法第37条 第1項	H24.11.30	指定の日 から10年 間	食料品製造業
		桔梗野工業団地復興産業集積区域				
90	八戸東洋(株)	(桔梗野工業団地三丁目6番5号) 桔梗野工業団地三丁目6番5号	復興特区 法第38条 第1項	H24.11.21	指定の日 から6年間	食料品製造業
		桔梗野工業団地復興産業集積区域				
89	八戸東洋(株)	(桔梗野工業団地三丁目6番5号) 桔梗野工業団地三丁目6番5号	復興特区 法第37条 第1項	H24.11.21	指定の日 から R3.9.30ま で	食料品製造業
		桔梗野工業団地復興産業集積区域				
88	(株)文展美術印 刷	(桔梗野工業団地三丁目4番20号) 桔梗野工業団地三丁目4番20号	復興特区 法第37条 第1項	H24.11.21	指定の日 から R3.11.30ま で	印刷・同関連業
		桔梗野工業団地復興産業集積区域				
87	東北臨海興業 (株)	(沼館三丁目7番22号) 沼館三丁目7番22号 他	復興特区 法第38条 第1項	H24.11.8	H24.11.8 から H30.11.7ま で	非鉄金属製造業 道路貨物運送業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
86	八戸臨港サービス(株)	(河原木海岸29番地) 河原木海岸29番地 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.11.5	H24.11.5 から H30.6.30ま で	港湾運送業
85	(株)丸重宇部商店	(築港街一丁目3番53号) 築港街一丁目3番53号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.11.2	H24.11.2 から R3.3.31ま で	食料品製造業
84	八戸港湾運送(株)	(河原木海岸16番4) 河原木海岸16番4 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.11.1	H24.11.1 から H30.6.30ま で	港湾運送業 倉庫業
83	熊さん(株)	(常海町16番地) 常海町16番地 他 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.11.1	H24.11.1 から H30.5.31ま で	食料品製造業
82	(株)曾我産業	(南郷中野丑木沢41番地7) 南郷市野沢家口山27番8 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.11.1	指定の日 から6年間	食料品製造業
81	全農サイロ(株)	(東京都千代田区神田淡路町二丁目29番地) 河原木海岸24番地21 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.10.25	H24.10.25 から R1.9.30ま で	倉庫業
80	(株)ト印東洋魚類	(湊町久保45番地3) 湊町久保45番地3 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.25	H24.10.25 から H30.10.24 まで	食料品製造業
79	島倉水産(株)	(江陽五丁目10番27号) 白銀町字三島下93 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.19	H24.10.19 から H30.6.30ま で	食料品製造業
78	武輪水産(株)	(鮫町字下手代森32番地1号) 鮫町字下手代森32番地1号 他 漁港地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.10.18	H24.10.18 から R4.3.31ま で	食料品製造業
77	ハード工業(有)	(沼館三丁目2番18号) 沼館三丁目2番18号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.12	指定の日 から6年間	生産用機械器具 製造業 はん用機械器具 製造業 金属製品製造業
76	(有)イズミ油圧	(新湊一丁目3番19号) 新湊一丁目3番19号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.12	H24.10.12 から H30.3.31ま で	はん用機械器具 製造業 生産用機械器具 製造業 金属製品製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
75	(有)榊隆三商店	(鮫町二見町43番地) 白銀町字三島下79番地 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.10.12	H24.10.12 から H29.3.31ま で	食料品製造業 飲食料品卸売業
74	東北飼料(株)	(河原木海岸24番地8) 河原木海岸24番地8 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.1	H24.10.1 から H30.6.30ま で	飲料・たばこ・飼 料製造業
73	東北容器工業 (株)	(北インター工業団地四丁目2番7号) 北インター工業団地四丁目2番7号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.1	H24.10.1 から H30.9.30ま で	印刷・同関連業
72	(有)マルタマ横道 商店	(青森県三戸郡階上町大字道仏字榊平4番地7⇒青森 県三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠3番地 400(H27.10.30変更申請)) 湊町字久保43の31 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.1	H24.10.1 から H30.6.30ま で	飲食料品卸売業
71	八戸通運(株)	(城下一丁目1番9号) 河原木青森谷地1番地2 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.1	H24.10.1 から H30.5.31ま で	道路貨物運送業
70	桜総業(株)	(神奈川県川崎市幸区戸手本町二丁目207番地) 北インター工業団地二丁目3番25号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.1	H24.10.1 から H30.3.31ま で	電子部品・デバイ ス・電子回路製 造業 電球・電気照明 器具製造業
69	(株)橋文	(卸センター一丁目9番1号) 卸センター一丁目9番1号 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.10.1	H24.10.1 から H29.12.31 まで	繊維・衣服等卸 売業
68	八戸林産(株)⇒ 新北菱林産(株) (H25.1.23変更 届)	(河原木字青森谷地3番地) 河原木字青森谷地3番地 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.9.28	H24.9.28 から R8.3.31ま で	木材・木製品製 造業
67	色川木材(株)	(長苗代字上碓田20番地1) 河原木海岸18番地10 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.9.27	指定の日 から6年間	倉庫業
66	八戸運輸倉庫 (株)	(河原木海岸4番地59) 河原木海岸4番地59 長苗代下亀子谷地23番地4 臨海工業地帯復興産業集積区域 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.9.25	H24.9.25 から H30.3.31ま で	倉庫業 道路貨物運送業
65	(有)旭ゴム工業 ⇒(株)旭ゴム工 業(H25.8.26変 更届)	(八太郎五丁目1番15号) 八太郎五丁目1番15号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.9.25	H24.9.25 から H30.9.24ま で	生産用機械器具 製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
64	東洋産業(株)	(八太郎六丁目5番40号) 八太郎六丁目5番40号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.9.21	H24.9.21 から H29.12.31 まで	機械器具卸売業
63	(株)ソフテック	(東京都府中市本町二丁目30番地⇒東京都新宿区四 谷二丁目8番地(H27.12.8変更申請)) 北インター工業団地一丁目3番76号 八戸北インター工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.9.20	指定の日 から6年間	情報サービス業
62	(有)丸三三浦商 店	(市川町字下揚49番7) 市川町字下揚49番7 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.9.20	H24.9.20 から H30.1.31ま で	食料品製造業 飲料・たばこ・飼 料製造業
61	(株)文展美術印 刷	(桔梗野工業団地三丁目4番20号) 桔梗野工業団地三丁目4番20号 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.9.1	H24.9.1か ら H29.11.30 まで	印刷・同関連業
60	(株)吉田屋	(一番町一丁目2番1号) 一番町一丁目2番1号 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.31	H24.8.31 から H30.8.30ま で	食料品製造業
59	新丸港運(株)	(河原木字海岸10番地3) 河原木字海岸10番地3 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.8.28	指定の日 から10年 間	港湾運送業
58	スミコー興産(株) ⇒八戸鉱山採 掘(株)(H26.4.10 変更届)	(松館字長坂37番地2号) 松館字長坂37番地2号 松館地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.8.22	H24.8.22 から H30.6.30ま で	鉱業、採石業、砂 利採取業
57	(株)辰巳商会	(大阪府大阪市港区築港4丁目1番1号) 河原木字海岸4番地73 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.10	指定の日 から6年間	道路貨物運送業 倉庫業 港湾運送業 こん包業
56	(有)蕪島高速運 輸	(根城二丁目23番17号) 江陽四丁目8番23号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.6	指定の日 から6年間	道路貨物運送業
55	苫小牧埠頭(株)	(北海道苫小牧市港町1丁目6番28号)⇒北海道苫小 牧市入船町3丁目4番21号(H27.5.25変更申請) 豊洲3番3号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	指定の日 から6年間	倉庫業
54	(有)出河商店	(白銀町三島下24番地) 白銀町三島下24番地 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	H24.8.1か らH30.7.31 まで	食料品製造業 飲食料品卸売業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
53	(株)ヤマサキ	(福岡県大牟田市大字橋11番地) 桔梗野工業団地二丁目12番60号	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	H24.8.1から H28.7.31 まで	技術サービス業
		桔梗野工業団地復興産業集積区域				
52	(有)三和石灰砒 業所	(大工町15番地) 大工町15番地	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
		本八戸周辺地区復興産業集積区域				
51	(株)みちのく松善	(卸センター一丁目16番13号) 卸センター一丁目16番13号	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	指定の日 から6年間	飲食料品卸売業
		長苗代地区復興産業集積区域				
50	(有)滝尻商店	(大工町15番地) 沼館4丁目5番20号 大工町15番地	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 廃棄物処理業
		臨海工業地帯復興産業集積区域 本八戸周辺地区復興産業集積区域				
49	日本電機工業 (株)	(八太郎五丁目19番18号) 八太郎五丁目19番18号	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	H24.8.1から H29.10.31 まで	発電用・送電用・ 配電用電気機械 器具製造業 情報サービス業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
48	(株)沢内電機	(新湊二丁目15番15号) 新湊二丁目15番15号	復興特区 法第38条 第1項	H24.8.1	H24.8.1から H30.1.31 まで	機械器具卸売業
		漁港地区復興産業集積区域				
47	(有)マルキ野添 商店	(大久保字鷹待場15番地6) 新湊三丁目8番18号	復興特区 法第38条 第1項	H24.7.25	H24.7.25 から H29.9.30ま で	飲食料品卸売業
		漁港地区復興産業集積区域				
46	(有)八戸築炉	(市川町字下揚93) 河原木字海岸20番地2	復興特区 法第38条 第1項	H24.7.10	H24.7.10 から H30.2.28ま で	その他の技術 サービス業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
45	(株)丸重宇部商 店	(築港街一丁目3番53号) 築港街一丁目3番53号	復興特区 法第38条 第1項	H24.7.2	指定の日 から6年間	食料品製造業
		漁港地区復興産業集積区域				
44	五戸水産(株)	(白銀町字三島下24番地103) 白銀町字三島下24番地103	復興特区 法第38条 第1項	H24.7.1	H24.7.1から H29.9.30 まで	食料品製造業
		漁港地区復興産業集積区域				
43	(株)サンライズ・ エー・イー	(北白山台二丁目8番35号) 北白山台二丁目8番35号	復興特区 法第38条 第1項	H24.7.1	H24.7.1から H30.6.30 まで	情報サービス業
		白山台地区復興産業集積区域				

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
42	牛嶋商事(株)	(卸センター二丁目6番12号) 卸センター二丁目6番12号 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.7.1	指定の日 から6年間	繊維・衣服等卸 売業
41	東北合同倉庫 (株)	(河原木字海岸24番地20) 河原木字海岸24番地4 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.6.29	指定の日 から H29.6.30ま で	倉庫業
40	東北グレン ターミナル(株)	(河原木字海岸24番地4) 河原木字海岸24番地4 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.6.29	指定の日 から10年 間	倉庫業
39	(株)ノザワ	(諏訪三丁目6番27号(H24.7.1日以降は西白山台六丁 目9番45号)) 南郷大字島守字和山22番地8 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.6.29	指定の日 から10年 間	廃プラスチック製 品製造業 その他の製造業 廃棄物処理業
38	(有)川崎板金工 業	(沼館一丁目8番9号) 沼館一丁目8番9号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.6.22	指定の日 から6年間	金属製品製造業
37	中部飼料(株)	(愛知県知多市北浜町14番地6⇒愛知県名古屋市中 区錦二丁目13番19号(H31.1.28変更届)) 河原木字海岸24番地5 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.6.15	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業
36	三富産業(株)	(新井田西三丁目1番11号) 築港街第一ふ頭1番地14 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.6.8	指定の日 から H29.6.30ま で	食料品製造業
35	(有)マルイチ水 産八戸⇒(株)マ ルイチ水産 LTD(R1.9.5変 更届)	(柏崎五丁目3番9号⇒築港街二丁目6番地1(H26.1.31 変更届)⇒白銀町字昭和町7番地5(R1.9.5変更届)) 築港街二丁目6番地1他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.6.8	指定の日 から10年 間	飲食料品卸売業 食料品製造業
34	環境技術(株)	(八太郎六丁目12番4号) 八太郎六丁目12番4号 河原木青森谷地 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.6.8	指定の日 から6年間	廃棄物処理業
33	(有)八戸重工商 事	(卸センター二丁目6番25号) 卸センター二丁目6番25号 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.6.8	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業 機械器具卸売業
32	ヤスタファイン テ(株)	(千葉県鴨川市北風原938番地) 南郷市野沢上山6番地4 南郷地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.6.8	指定の日 から H27.6.30ま で	輸送用機械器具 製造業 金属製品製造業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の内容
		集積区域名				
31	丸都冷蔵(株)	(市川町字下揚1番地11) 市川町字下揚1番地11 八戸水産加工団地復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H24.6.1	指定の日から6年間	食料品製造業 倉庫業
30	(有)タクミライス	(卸センター一丁目11番25号) 卸センター一丁目11番25号 長苗代地区復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H24.6.1	指定の日から6年間	食料品製造業 飲食料品卸売業
29	開発電業(株)	(八太郎五丁目21番1号) 八太郎五丁目21番1号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H24.6.1	指定の日から6年間	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
28	(株)セイシンハイテック	(桔梗野工業団地三丁目5番50号) 桔梗野工業団地三丁目5番50号 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H24.6.1	指定の日から6年間	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 生産用機械器具製造業
27	(有)松橋製麺	鮫町字住吉町4番地 漁港地区復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H24.5.29	指定の日から6年間	食料品製造業
26	(株)ライケット	(荒町22番地) 荒町22番地 桔梗野工業団地三丁目7番50号 本八戸周辺地区復興産業集積区域 桔梗野工業団地復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H24.5.29	指定の日から10年間	食料品製造業 飲食料品卸売業
25	(株)辰巳商会	(大阪府大阪市港区築港4丁目1番1号) 河原木字海岸4番地73 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H24.5.29	指定の日から10年間	道路貨物運送業 倉庫業 港湾運送業 こん包業
24	(有)旭ゴム工業 ⇒(株)旭ゴム工業(H25.8.26変更届)	(八太郎五丁目1番15号) 八太郎五丁目1番15号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H24.5.25	H24.5.25からR4.5.24まで	生産用機械器具製造業 はん用機械器具製造業
23	伊藤忠飼料(株)	(東京都江東区亀戸二丁目35番13号) 河原木海岸24番地6 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区法第37条第1項	H24.5.21	H24.5.21からH25.6.30まで	飲料・たばこ・飼料製造業
22	(株)はしこう	(白銀町字三島下87番地1) 白銀町字三島下87番地1 漁港地区復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H24.5.21	指定の日から6年間	食料品製造業
21	(有)クリエイティスト イル⇒(株)CSコム(H25.12.19変更届)	(十八日町41番地2カーニープレイス八戸ビル6階⇒大 字番町3番地(H26.5.20変更届)) 十八日町41番地2カーニープレイス八戸ビル6階⇒大 字番町3番地(H26.5.20変更届) 本八戸周辺地区復興産業集積区域	復興特区法第38条第1項	H24.5.21	指定の日から6年間	情報サービス業

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
20	(株)共同電算センター	(卸センター1丁目12番10号) 卸センター1丁目12番10号	復興特区 法第38条 第1項	H24.5.11	指定の日 から6年間	情報サービス業
		長苗代地区復興産業集積区域				
19	花万食品(株)	(白銀町字三島下24番地11号) 白銀町字三島下24番地11号	復興特区 法第38条 第1項	H24.5.9	指定の日 から6年間	食料品製造業
		漁港地区復興産業集積区域				
18	(有)マルキ野添商店	(大久保字鷹待場15番地6) 新湊三丁目8番18号他	復興特区 法第37条 第1項	H24.5.8	指定の日 から10年 間	飲食料品卸売業
		漁港地区復興産業集積区域				
17	みちのく飼料(株)	(河原木字海岸24番9) 河原木字海岸24番9	復興特区 法第37条 第1項	H24.5.8	指定の日 から R3.8.31ま で	飲料・たばこ・飼 料製造業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
16	日和産業(株)	(兵庫県神戸市東灘区住吉浜町19番地の5) 河原木字海岸24番9 他	復興特区 法第37条 第1項	H24.5.8	指定の日 から10年 間	飲料・たばこ・飼 料製造業
		臨海工業地帯復興産業集積区域				
15	(株)マルヌシ	(白銀二丁目5番地1) 白銀一丁目8番11号 他	復興特区 法第37条 第1項	H24.5.8	指定の日 から10年 間	食料品製造業
		漁港地区復興産業集積区域				
14	中水商事(株)	(青森市大字新町野字幾田22番地1) 市川町字下中平沖48番地6	復興特区 法第38条 第1項	H24.5.8	指定の日 から6年間	倉庫業
		八戸水産加工団地復興産業集積区域				
13	佐々木塗料(株)	(卸センター一丁目8番8号) 卸センター一丁目8番8号	復興特区 法第38条 第1項	H24.5.7	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
		長苗代地区復興産業集積区域				
12	ベジフル(株)	(卸センター一丁目8番16号) 卸センター一丁目8番16号 他	復興特区 法第38条 第1項	H24.5.1	H24.5.1から H30.4.30 まで	飲食料品卸売業
		長苗代地区復興産業集積区域				
11	第一青果(株)	(河原木字神才7番地4) 河原木字神才7番地4	復興特区 法第38条 第1項	H24.5.1	H24.5.1から H30.4.30 まで	飲食料品卸売業
		長苗代地区復興産業集積区域				
10	(有)マルゲン水産	(白銀町字昭和町9番地9) 白銀町字昭和町9番地9	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.25	指定の日 から H25.3.31ま で	食料品製造業
		漁港地区復興産業集積区域				

あおもり生業づくり復興特区指定状況

令和3年11月30日現在

No.	商号又は名称	(所在地) 事業の実施場所	課税の特例の根拠 規定	指定日	指定の有効期間	復興推進事業の 内容
		集積区域名				
9	株)田中铁工所	(湊町大沢4番地の2) 河原木字浜名谷地76番地30 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.25	指定の日 から6年間	金属製品製造業
8	株)八光水産	(白銀一丁目8番地14) 白銀一丁目8番地14 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.18	指定の日 から6年間	飲食料品卸売業 食料品製造業
7	はちえきペトロ サービス(株)	(沼館三丁目6番5号) 沼館三丁目6番5号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.16	指定の日 から6年間	道路貨物運送業
6	(有)コーシンフーズ	(白銀町字三島下79番地160) 白銀町字三島下79番地160 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.12	指定の日 から6年間	食料品製造業
5	八戸液化ガス (株)	(卸センター二丁目6番27号) 卸センター二丁目6番27号 沼館三丁目4番66号 長苗代地区復興産業集積区域 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.12	指定の日 から6年間	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業
4	島倉水産(株)	(江陽五丁目10番27号⇒江陽五丁目7番29号(R3.3.16 変更届)) 白銀町字三島下93 他 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.4.9	指定の日 から10年 間	食料品製造業
3	環境技術(株)	(八太郎六丁目12番4号) 八太郎六丁目12番4号 他 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第37条 第1項	H24.4.9	指定の日 から10年 間	廃棄物処理業
2	株)菅原ディーゼル	(新湊一丁目3番21号) 新湊一丁目3番21号 漁港地区復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.1	指定の日 から6年間	船舶製造・修理 業、船用機関製 造業
1	北日本産業(株)	(沼館一丁目7番35号) 沼館一丁目7番35号 臨海工業地帯復興産業集積区域	復興特区 法第38条 第1項	H24.4.1	H24.4.1から H29.6.30 まで	建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売 業